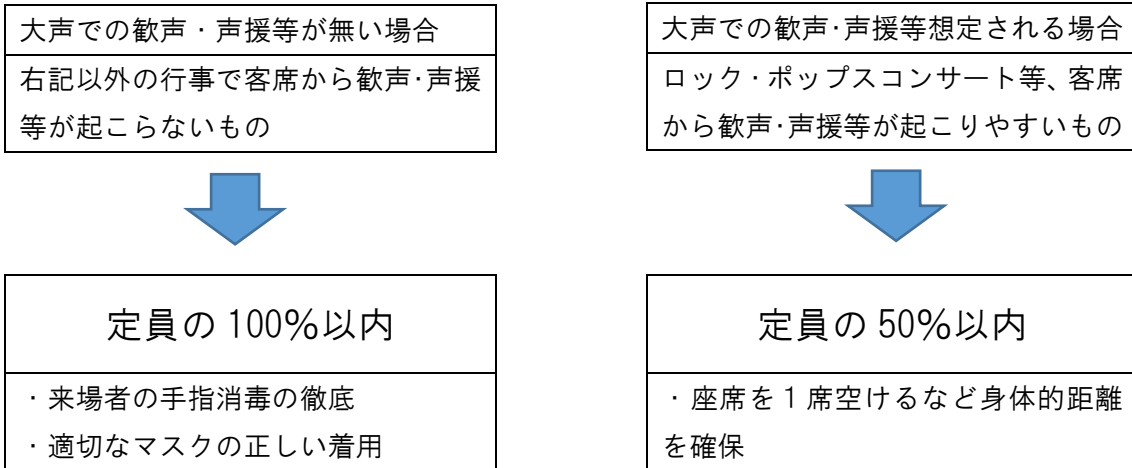


奈井江町文化ホール

事業開催における施設利用ガイドライン

R4.11 改定

収容人数及び人数制限について



●国・北海道の指示及び奈井江町の方針により人数制限を強めたり、運用を変更する場合があります。

会議室名	利用人数 する場合があります
コンチェルトホール	246名以内
控室	12名以内
控室	12名以内
練習室	38名以内
音楽資料室兼会議室	17名以内
交流談話室	45名以内
和室	15名以内
会議室	22名以内

公演等チェックリスト

【事業等企画段階】

- 事業企画にあたり、3密を回避する方策の導入をお願いします。
- 人数制限で定める最大利用人数を遵守した上での事業計画をお願いします。
- 高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる事業については、感染した場合の重症化リスクが高いため、より慎重な計画をお願いします。
- イベントの開催にあたっては、業種別ガイドラインを遵守して下さい。
- 仕込み、リハーサル、撤去等、当日の休憩時間や入退場時間は余裕のある時間設定をお願いします。
- 来場者に対し、来場前の検温の要請、来場を控えていただくケースを事前に周知して下さい。（チラシ等への掲載等）
- 音響機材をご利用の場合、出演者間でマイク等の使い回しが無いようお願いいたします。
- 感染リスクが高まるような演出（声援を求める等）は控えて下さい。
- 客席の最前列席は発声を伴う出演者からおおむね 2mあけるよう努力して下さい。
- 感染者が発生した場合はすみやかに施設管理者に連絡し、対応を協議して下さい。

【公演関係者の感染対策】

- 表現形態に応じて、可能な限り感染防止に努めて下さい。
- アルコール消毒液やせっけんでのこまめな手洗い、手指消毒をお願いします。
- 施設内では適切なマスクの着用、咳エチケットの徹底をお願いします。
- 適切な換気をお願いします。
常時換気扇ON及び窓の開放（1時間に2回程度、数分間）
- 全ての食事は表面の汚染を防ぐ方法を用い、1回分ずつ分けて配布して下さい（個別の弁当）。また、全ての飲料は1回分用の容器（ペットボトル）で、共有しない提供にして下さい。
ケータリングのコーヒー・お茶等の提供についてもポット等の利用はご遠慮下さい。

不特定多数が触れる茶菓子等の設置は出来る限り避け、やむを得ない場合は個別包装のものを採用して下さい。
- 飲食をする場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けて座席を配置し対面とならないよう工夫して下さい。
また、飲食時にマスクを外す際は会話を控えて下さい。
- 当施設をご利用時に出たゴミについては、利用者側にてお持ち帰り下さい。

【事業当日】

- 入場前、入場時は事業主催側スタッフによる来場者の検温を実施し、検温の結果、発熱があった場合は入場をお断りするようお願いします。
- 入退場時の密集回避のため、時間差を設けての入退場や、同線の分散、場内アナウンスやメッセージボード等を活用した呼びかけにより一定の距離を確保して下さい。
- 会場の出入口に手指消毒液を設置して下さい。
(公演時の設置準備は主催者様負担でお願いします。)
- チケットもぎりの際は係員のマスク着用、適宜手指消毒をして下さい。
- パンフレット等は据え置きとし、手渡しの場合は適宜手指消毒をして下さい。
- 当日券販売や物販を行う場合、不織布マスクの着用に加えアクリル板設置をするなど、購買者との距離を開けて下さい。
- 可能な限り公演中も定期的に換気をして下さい。

【感染が発生した場合】

- 速やかに別室へ隔離を行って下さい。
- 対応するスタッフは、マスク、手袋を着用して下さい。
- 速やかに施設へ報告して下さい。

劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版
(抜粋)

令和4年9月20日

公益社団法人全国公立文化施設協会

4. すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策

施設管理者は、公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての主体に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要となる措置を講じてください。また、施設管理者及び公演主催者は、本ガイドライン等に従った取組を行う旨、ホームページ等で公表してください。

なお、以後の全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無や回数に関わらず共通となります。

- 必要回数のワクチン接種の推奨
- 施設内でのマスクの着用
 - ☞ マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること
- 手指の消毒や手洗いの励行
- 大声を出さないこと、咳エチケットの励行
- 相互の社会的距離の確保
- 常時換気の徹底（来場者を除く）
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限（ペットボトル等を除く）
- 厚生労働省の非接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや各地域の通知サービスの登録、利用者のQRコード読み取り等の推奨
- 検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる
 - ☞ 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状
 - ☞ 陽性とされた者との濃厚接触がある場合

6. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者（※）が講じるべき具体的な感染防止策は、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。以下は施設管理者側からの要請の例示として掲げるものです。

なお、施設管理者は、公演主催者が必要な措置を講じていただけるように事前に協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請してください。

※施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講じるものとします

(1) 事前調整

公演主催者は、施設に利用申込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、事前にリスク評価（①②③④）を踏まえ、以下を含む必要とされる実施概要について施設管理者と協議してください。

- ・ 予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と施設側及び公演主催者側の役割分担を調整してください。
 - ・ 仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定してください。
 - ・ 休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定としてください。
 - ・ 会議室や練習場等は、大声での発声が伴わない利用については、会場の常時換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、定員までの利用としてください。
- 一方で、条件が担保されない場合は定員を制限してください。なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔を空けてください。
- ・ 公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応や係る費用等の分担について、必要に応じて設置者も交えて確認をしてください。

(2) 客席の配席（収容率）

- ・ 来場者の配席については、できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- ・ 来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（最前列席については下段記述参照。）とすることが可能です。

- 上記以外の公演については、正しいマスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率は国の事務連絡や各都道府県の対応指針に従ってください。
- なお、高齢者が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- 客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から一定の距離を取ることとし、水平距離で概ね2m程度を確保するよう努力してください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- 公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて感染防止に努めるようにしてください。
- 公演時の出演者を除き施設内ではマスクの常時着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- 楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所は、必要に応じて消毒し、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- また、楽屋は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行ください。なお、必要に応じて二酸化炭素モニター（概ね基準1000ppm以下）を活用ください。
- 舞台袖、舞台裏、楽屋などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースや洗面スペースや飲食周りなどマスクを外しての利用に際し、各場所に依じた定員制限や会話の抑制等をしてください。
- その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに、関係者の健康管理に努めてください。なお、主要な関係者については、必要回数のワクチン接種をすることを推奨します。

(4) 来場者に関する感染防止策

- 来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知してください。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、事前に告知してください。
- 来場者側の自己検温だけではなく、公演主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じてください。
- 入退場時の密集回避のため、時間差を設けての入退場や入退場導線の分散、また場内アナウンスやメッセージボード等を使用した呼びかけ等により、一定の距離の間隔を確保してください。
- 入退場時のエレベーター利用は、密にならないよう定員を制限してください。

- ・公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起してください。
- ・公演中の携帯電話等の抑制案内は、電源オフではなく、接触確認アプリの作動を妨げないように電源及びBluetooth をon にした上で「マナーモードかつフライト／機内モード」設定としてください（携帯電話抑制装置の使用 はアプリ作動には干渉しません）。
- ・配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討してください。
- ・都道府県の対応方針等に基づき、公演前後の飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。

(5) 会場内での感染防止策

① 接触感染防止策

- ・公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜行ってください。
- ・公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置し、入退場時の利用を周知してください。また、不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。
- ・入場時のチケットもぎりについては、係員は適宜手指消毒を検討してください。
- ・チラシ・パンフレット・アンケート等は、据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員は適宜手指消毒をしてください。
- ・公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください。
- ・来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）してください。

② 飛沫感染防止策

公演の内容等によりますが、来場者は原則的には、会場内では一方向を向き静座し、公演中は継続的な会話等が想定されないことから、適切なマスク着用をすることにより、一定の感染抑制が可能となります。加えて休憩時間や入退場時にも会話の抑制を促し、密集が発生しないように対策を講じてください。また、大声を出すものがあった場合は、個別に注意等を行い、従わない場合は退場を求める等の措置も検討ください。

【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】

- ・感染リスクが高まるような演出（声援を求める等）は控えてください。

- 来場者の案内や誘導に際しては一定の距離を取るとともに、不織布マスクを着用してください。
- 来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、換気に注意をいたうえて、アクリル板等の間仕切りの設置を推奨します。

【来場者⇄来場者間の感染防止策】

- 施設内ではマスク着用を基本とし、未着用来場者に対しては配付や販売など、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。
- 休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- 休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での長時間の会話や滞留を抑制するように促してください。
- 休憩時間のトイレや飲食カウンター等では、ロビー等の広さを踏まえて、一定の間隔を空けた整列を促してください。
- 会場（客席）内での食事は、長時間マスクを外すことが想定されますので極力控えてください。

(6) その他、物販等

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- 物販に関わる関係者は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じて手指消毒を行ってください。
- オペラグラス等の貸出物について消毒を行うとともに、消毒が行えない場合は貸し出しを控えてください。

7. 感染拡大への防止策

施設管理者は、感染が発生した場合に備えて、速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。また、発生の際には保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報を速やかに提供してください。

公演主催者は、感染が発生した場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議してください。

- 発生した感染者等（含む同居者等。）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱いに十分注意してください。
- 施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応に

ついて、事前に検討を行い、換気の良い救護室（一時的隔離）や対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備してください。

- 従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に各都道府県において示されている対応方針にしたがって検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。基本は、発熱などの体調不良の場合には出勤や公演参加を控えようとしてください。その上で、発熱などの症状が出た場合には、かかりつけ医等、身近な医療機関に電話で相談してください。なお、令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部の事務連絡において、同一世帯内以外の事業所等については、濃厚接触者の特定・行動制限は行う必要がないこととされていますので、ご注意ください。
- また、感染者発生時の対応についても公表方法や公演実施の基準等を事前に定めてください。

本ガイドラインの策定にあたっては、関係省庁及び専門家の助言をいただきました。

令和2年5月14日初版策定

令和2年5月25日一部改定

令和2年9月18日改定

令和3年10月15日改定__